

# 自分磨きセミナー業務委託要求水準書

## 1 業務の名称

自分磨きセミナー業務

## 2 業務の目的

結婚希望者の婚活に対するモチベーションアップにつながるセミナーを開催することにより、結婚希望者がその希望を叶えられるよう支援する。

## 3 業務委託期間

契約締結日（令和4年12月上旬を予定）から令和5年3月17日まで

## 4 業務の内容

受注者は、以下の業務を行うものとする。

### (1) セミナーの企画・運営

結婚希望者が自信を持って婚活に取り組めるような外見や内面のスキルアップ及び結婚に関する不安の軽減につながるセミナーを開催する。

受講料は無料とする。但し、体験や飲食等にかかる経費については受講者負担とすることも可。

### (2) 受講者の募集、申込受付、受講者との連絡調整

開催の時間帯や開催の手法等、毎回のセミナーにできるだけ多くの方が受講できるように募集を行うとともに、その受付や、必要に応じて受講者との連絡調整を行う。

### (3) 開催に必要な会場・講師・物品・機材等の手配

本業務の遂行に必要な会場・講師・物品・機材等を手配する。

また、会場において、会津若松市の公共施設を使用する場合は発注者で手配する。

### (4) 会場設営及び撤去

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の視点も踏まえ、受講者が安心してセミナーに受講できるような会場の設営及びその撤去を行う。

### (5) 受講者を対象としたアンケートの実施・集計

受講者を対象としたアンケート（発注者作成）の実施及び集計等を行う。

### (6) 実施報告書等の成果品の作成

本業務終了後に報告書等の成果品を作成し、発注者に提出する。

## 5 成果品及び納入期限

- (1) 成果品
  - ① 実施報告書
    - ア) 開催状況及び開催状況を撮影した画像
    - イ) 受講者名簿及び開催日別の参加状況一覧
    - ウ) アンケート集計結果
- (2) その他、発注者が求める資料
- (3) 成果品の納入期限  
受注者は、令和5年3月17日までに、成果品（印刷物（カラー印刷1部）及び電子データ）を発注者に提出すること。

## 6 その他

- (1) 受注者は、発注者と連絡を密にして業務にあたること。
- (2) 受注者は、本業務により得られた成果品、資料、情報等は、発注者の許可なく他に公表、貸与、使用してはならない。
- (3) 業務完了後に、受注者の責に帰すべき事由により成果品に不良箇所があった場合は、受注者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これにかかる経費は受注者の負担とする。
- (4) 受注者は、本業務の契約締結後、仕様書等に疑義が生じたとき、仕様書により難しい事由が生じたとき、又は仕様書の細目的事項については、発注者と速やかに協議し、その決定に従うこと。

## 7 本業務の企画提案に関する要求水準等

- (1) 本業務に関する基本的な考え方  
本事業は、結婚や出産につながることにより人口減少対策に資する事業となり得るものであるが、結婚や出産は個人の自由な意思に基づくものであることから、特定の価値観を押し付けたり、プレッシャーを与える内容とならないように配慮するとともに、受講者の募集にあたっては、支援を求める者を対象とし、受講を望んでいない者に強く受講を促すことのないように留意すること。
- (2) 企画提案にかかる要求水準  
本業務の企画提案にあたっては、事業の目的及び業務内容、並びに、次の事項を踏まえたものとする。
  - ① K P I（重要業績評価指標）の達成  
受注者は、発注者と協力し、以下のK P Iの達成を目指すこと。
    - ア) セミナー受講をきっかけに婚活を前向きに捉えられるようになった受講者の割合：100%

② KPI達成に向けた受注者の役割

受注者は、次のとおりセミナーを開催すること。

ア) 回数 9回以上（内訳：男女各4回以上。男女合同を1回以上。）

イ) 定員 結婚を希望する39歳までの独身男女各12名以上  
（市民・市内事業所に勤務する方）

③ 開催スケジュール

ア) 契約締結日（令和4年12月上旬）から令和5年3月17日までの間で開催すること。

イ) 開催時間は、受講者が参加しやすい時間帯とすること。

④ 新型コロナウイルス感染症への対応

受注者は、業務を行うにあたり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に最大限配慮すること。